

議案第 号

和解することについて

次のとおり請負代金請求等調停申立事件に関し和解をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）6月5日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、請負代金請求等調停申立事件に関し、次のとおり和解する。

- 1 事件名 伊丹簡易裁判所令和6年（メ）第2号請負代金請求等調停申立事件
- 2 当事者 申立人

相手方 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 森 臨太郎

3 和解の要旨

- （1） 相手方は、申立人に対し、本件解決金として872万6183円の支払義務があることを認める。
- （2） 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、令和7年8月8日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- （3） 申立人と相手方は、申立人が相手方に対し、本件に係る損害賠償債務として581万7455円の支払義務があること及び申出人が相手方に対しこれを全額支払済みであることを、相互に確認する。
- （4） 申立人と相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- （5） 調停費用は各自の負担とする。

議案第67号

和解することについて

事件の概要

申立人と本市は、[REDACTED]市庁舎敷地内の中庭及びロータリー等の整備を行う、[REDACTED]整備工事[REDACTED](以下「本件工事」という。)に係る工事請負契約(以下「本件契約」という。)を締結した。

令和5年(2023年)10月14日、申立人による雨水管の埋設に伴う掘削工事中に、市庁舎のネットワーク等に使用されている9種のケーブルが通る埋設管が切断され、複数のケーブルが損傷するという事故(以下「本件事故」という。)が発生した。本件事故により、市庁舎のネットワーク関連機器が一時使用不能となる損害が発生し、復旧のために1,454万3,638円の費用(以下「損害額」という。)を要した。

本件事故後、損害額の負担割合について当事者間で協議を行ったが、合意に至らないまま令和6年(2024年)5月31日に本件工事が完了した。申立人から本件契約に係る請負代金の請求があったが、本市は、本件事故に係る損害賠償債務が申立人にあるとして、請負代金から損害額を全額相殺した金額を申立人に支払った。

その後、申立人から、令和6年(2024年)8月8日付けで、本市を相手方として、未払いとなっている請負代金の支払いと、本件事故に係る損害賠償債務の不存在の確認を求める調停が伊丹簡易裁判所に申し立てられた。

今般、同裁判所での調停における申立人との協議により、本市が申立人に対し、解決金として872万6,183円を支払うことで和解しようとするものである。